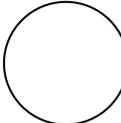


# 共有不動産売却に関する委任状

私は、下記の受任者を代理人と定め、後記不動産の売買に関し、下記の条件及び権限の範囲内において代理権を委任します。

## 1. 受任者（代理人）

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印 

生年月日：西暦・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 2. 対象不動産の表示

別紙登記事項証明書の通り

（ただし委任者の共有持分に限る）

## 3. 売買条件

(1) 売買価格：金 \_\_\_\_\_ 円以上 \_\_\_\_\_ 円以下

(2) 手付金：売買価格の \_\_\_\_\_ %以上

(3) 残代金：売買価格から手付金を控除した金額

(4) 引渡予定：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃（買主との協議により決定）

(5) 違約金：売買価格の \_\_\_\_\_ %相当額以上

## 4. 委任する事項

(1) 上記売買条件の範囲内における売買に関する条件の決定及び交渉

(2) 上記売買条件での売買契約の締結及び契約書その他一切の書類への署名・押印

(3) 手付金、残代金、固定資産税等清算金その他の金員の受領及び領収証の発行

- (4) 所有権移転登記申請手続き及び登記に関する一切の事項  
(司法書士その他第三者への復代理人の選任を含む)
- (5) 本物件の引渡し並びに鍵その他関係書類の受け渡し
- (6) その他上記売買条件の範囲内で本物件売買に必要となる事項
- (7) 前各号に付随する書類の作成、提出、訂正その他一切の行為

## 5. 重要事項の事前報告

受任者は、売買契約締結前に、売買価格、引渡日、その他重要な条件について、委任者に報告し、承諾を得るものとします。

## 6. 有効期限

この委任状の有効期限は、委任日より6ヶ月間とします。

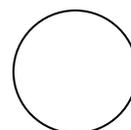
## 7. 委任日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 【委任者（共有者）】

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (実印)



生年月日：西暦・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

共有持分： \_\_\_\_\_ 分の \_\_\_\_\_

### 【添付書類】

1. 委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
2. 委任者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
3. 対象不動産の登記事項証明書

### 【ご注意】

- ・委任者欄には必ず実印を押印してください。

- 売買条件（売買価格、手付金割合、違約金割合）を必ず記入してください。
- 価格の上限・下限を設定することで、受任者の裁量範囲を明確にできます。
- 重要事項の事前報告により、委任者の意思を反映できます。
- 委任状作成後は、速やかに受任者及び取引関係者に交付してください。
- 共有者全員の同意が必要な場合は、各共有者が個別に委任状を作成してください。

以下余白